

@平成15年4月15日

於・国土交通省都市・地域整備局 局議室

社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第1回次世代参加型まちづくり方策小委員会

議 事 録

国土交通省

	目	次	ページ
1.	開	会	1
2.	議	事	4
	(1)	委員会の議事運営について	4
	(2)	委員長互選、委員長代理の指名	5
	(3)	委員会の議事の公開について	6
	(4)	参加型まちづくりに関する現状と課題	9
	(5)	自由討議	16
3.	閉	会	44

1. 開 会

○事務局 お待たせをいたしました。

本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、「社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会次世代参加型まちづくり方策小委員会」を開催させていただきます。

まずはじめに、小委員会の設置につきまして御報告申し上げます。昨年 12 月 13 日に開催されました都市計画部会におきまして「次世代参加型まちづくり方策小委員会」の設置が決定されました。

小委員会の設置に伴い、本日付けで本小委員会委員に指名申し上げる旨の通知が出ております。大変勝手ながら、お手元にお配りをいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

本日は初めての小委員会でございますので、都市・地域整備局長 澤井から、委員の皆様に挨拶をさせていただきます。

○澤井都市・地域整備局長 都市・地域整備局長の澤井でございます。

本日は皆様方、大変お忙しいところを御参集賜りまして、大変ありがとうございます。

また、本日御参集いただいた委員の多くの方には、昨日の分科会に続け、2日続けてということで、重ねて御礼を申し上げます。

今般、「次世代参加型まちづくり」について検討をお願いしたいということで、一昨年、包括的にお願い申し上げました諮問事項の主要4項目の中の1つでございます。充実した御審議をお願いしたいと思っております。

申すまでもなく、最近の国民の皆様のもちづくりに対する関心は、ベクトルとしては非常に急速に高まっていると思っております。数字的には地区計画の策定件数の飛躍的な増加、あるいはまちづくりを活動の目的とする **NPO** の急速な増加、そういったあたりにそういった様子を見てとれると思っております。

ただ、一方でごく一般の国民の皆様にとりまして、都市計画に代表されますまちづくりのルール等についての浸透というのはまだまだではないか。例えば、御自身がお住まいの

地域がどのような容積率、どのような建蔽率、どのような用途地域がかかっているか、あるいはここは風致地区がかかっているとかかかっていないとか、高さ制限があるとかないとか、そういったあたりの御認識というのは逆にまたそんなに十分ではないだろうという気もいたしております。

一言で言えば、我が国の住民参加という切り口で見た都市計画、まちづくりというものはまだまだ成熟をしていく過程にあるのだらうと思っております。

そうした中で、都市計画制度につきましては、審議会の御指導も賜りまして、従来から行っております意見を住民に聞く、住民からすれば何か提案があって、提案を受け身で受けとめて意見を言うという基本的な参加の仕方はもちろんであります。昨年の都市計画法の改正によりまして、それを一歩進めて住民の皆様、あるいは **NPO** の皆様から都市計画の提案をするという、より積極的な参加の方向に一歩踏み出したと思っております。

さらに、今、私どもでは内部的に、例えば公園につきまして、一部の公園施設の整備、適当なものについて住民の皆様、あるいは **NPO** の皆様にやっていただく、提案からさらに進んで、例えば公共施設、都市施設の整備を実施する主体になっていただくというようなことまで踏み込んで検討できないかというようなことも考えているわけでありまして。

申し上げたいことは、提案制度を含めまして、こうした仕組みというものは、それ自体もちろん大変重要な意義があるわけでありまして、そうした提案、あるいは意見ということを通じて、皆様方が町を考える、より積極的に町を考えていくというきっかけになるということにより大きな意味があるのではないかと私は思っております。そういうことを通じて我が国のまちづくりも、より成熟化していくのではないかとということでございます。

そういったようなことも含めまして、今後、少子高齢化が進み、人口も減少段階に入る、また逆に市街地はこれまでの拡大の時代が終わって、ある種成熟の過程、既成市街地をいかにまたいいものにつくり直していくかという過程に入るわけでありまして、今後のそういった我が国の大きな都市がたどる将来展望も踏まえていただいて、その中で今申し上げましたような意味も含めて、国民、住民の皆様方のまちづくりへの参加の実を上げるにはどうしたらいいかというあたりについて、率直な御議論を賜りたいというのが本会の趣旨でございますので、どうぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げまして、最初の御挨拶といたします。

よろしく願い申し上げます。

○事務局 続きまして、本小委員会の構成でございますが、お手元に資料1といたしまし

て、委員名簿を配付をいたしております。

それでは、順に委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

青山佶委員。

○青山委員 よろしくお願ひします。

○事務局 次に、本日御欠席でございますが、小幡純子委員。

続きまして、小澤紀美子委員。

○小澤委員 よろしくお願ひします。

○事務局 越澤明委員。

○越澤委員 よろしくお願ひします。

○事務局 小林重敬委員。

○小林委員 よろしくお願ひします。

○事務局 寺尾美子委員。

○寺尾委員 よろしくお願ひします。

○事務局 本日は御欠席でございますが、西谷剛委員。

また、御欠席でございますが、虫明功臣委員。

続きまして、横島庄治委員。

○横島委員 横島でございます。よろしくお願ひします。

○事務局 臨時委員の方に移らせていただきます。

本日御欠席でございますが、岸由二委員。

御欠席でございますが、小泉秀樹委員。

続きまして、齊場三十四委員。

○齊場臨時委員 座ったまま失礼いたします。よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、本日御欠席でございますが、進士五十八委員。

続きまして、土屋正忠委員。

○土屋臨時委員 よろしくお願ひします。

○事務局 中村裕委員。

○中村臨時委員 よろしくお願ひします。

○事務局 林泰義委員。

○林臨時委員 よろしくお願ひします。

○事務局 伴襄委員。

○伴臨時委員 どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 松尾友矩委員。

○松尾臨時委員 松尾です。よろしく申し上げます。

○事務局 森稔委員。

○森臨時委員 よろしく申し上げます。

○事務局 本日御欠席でございますが、山下裕子委員。

続きまして、山内洋委員。

○山内臨時委員 斎藤と本日かわりました山内と申します。よろしくお願いたします。

○事務局 専門委員の方に移らせていただきます。

小林郁雄委員。

○小林専門委員 小林でございます。

○事務局 中井検裕委員。

○中井専門委員 よろしくお願いたします。

○事務局 本日、御欠席でございますが、山岡義典委員。

以上、**24**名でございます。

続きまして、本日の資料でございますが、ただ今、御説明しました資料1のほか、全部で7種類の資料をお配りをいたしております。議事次第の次に一覧表がございますので、漏れがないか御確認をいただきまして、過不足がございましたら、おっしゃっていただければと存じます。

なお、御発言をいただく際には、目の前にございますマイクのスイッチを**ON**にしていただいて御発言をいただき、御発言終了後、**OFF**に戻していただきますようお願い申し上げます。

2. 議 事

(1) 委員会の議事運営について

○事務局 続きまして、小委員会における議事の運営について提案をさせていただきます。

社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。そこで、本小委員会で決定していただく必要がございます。

僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案

を作成させていただきました。お手元に配付しております資料3の「次世代参加型まちづくり方策小委員会の議事運営について（案）」をごらんください。

私から内容を読み上げさせていただきます。

次世代参加型まちづくり方策小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
6. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

この案につきまして、御質問、御意見などはございませんでしょうか。

特に御質問、御意見がございませんようですので、議事運営につきましては、このとおり御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進め方について、ただいま申し上げました案のとおり進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日御出席をいただいております委員、臨時委員、専門委員は**24**名中**16**名でございまして、ただいま、御承認いただきました議事運営第5に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

(2) 委員長互選、委員長代理の指名

○事務局 続きまして、議事運営第1に基づきまして、委員長の互選をお願いいたします。

どなたか御推薦がございませんでしょうか。

青山委員、お願いいたします。

○青山委員 参加型まちづくり、それから都市計画、両方にお詳しいと思うのですけれども、小林重敬委員、横浜国立大学大学院教授にお願いしてはいかがかと、そう存じますので、御提案を申し上げます。

○事務局 ただいま、青山委員より、小林重敬委員をという御推薦がございました。委員の皆様のお意見はいかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。

皆様、御異議ないようでございますので、小林重敬委員に委員長をお引き受けいただくということでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、小林重敬委員、早速ですが、委員長席へ御移動をお願いいたします。

恐縮でございますけれども、ここで委員長に一言御挨拶を賜りたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 本小委員会の委員長として働けということでございます。非常に重要なテーマでございますので、ぜひ皆さんの御助力を得てうまい結論を出したいと思っておりますが、私は「次世代参加型」という言葉が何を意味しているのかというのが少し気になりまして、従来の参加型が、これから御意見をいただくかもしれませんが、日本型の参加が若干限界に来ている、それをブレイクスルー、あるいはステップアップする参加の議論がここでなされればよいなと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、委員長をお願いいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林委員長 それでは、早速、先ほどの運営の規則にございましたが、委員長代理の指名が必要でございます。これについては、越澤委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○越澤委員 承知しました。

○小林委員長 それでは、越澤委員に委員長代理をお願いしたいと思っております。

(3) 委員会の議事の公開について

○小林委員長 続きまして、議事の3番目でございます。「委員会の議事の公開について」、資料4を事務局から説明いただきたいと思います。

お願いいたします。

○事務局 それでは、資料4を御説明させていただきます。

当小委員会の議事につきましては、プレスを除いて一般には非公開という案でございます。また、議事録については、内容につきまして、各委員の確認を得た後に、発言者の氏名を除きまして、私ども国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することといたしたいと存じております。

以上でございます。

○小林委員長 議事の公開について、資料4にあるとおりの取り扱いにしたいということでございます。これについてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小林委員長 どうぞ。

○林臨時委員 この議事録の公開ということは大変結構だと思うのですが、ただ、この委員もこういう公な場での役割ということで外部にも知られることになるわけでありまして、発言者の氏名を除くという必要がどれぐらいあるのか、毎度ながらだんだん疑問になってきて、一度そのあたりを伺ってみたいと思ったので、いかがでしょうか。

○小林委員長 それについて、むしろ委員の方で御意見があればいただきたいと思いますが。

○横島委員 関連ですが。

○小林委員長 どうぞ。

○横島委員 「議事は、プレスを除いて」を逆読みすれば、「議事はプレスに公開」ということですが、この会議そのものの公開ですか、議事録の公開ですか。

○事務局 この会議自体でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○横島委員 まあ、私は肩に力を入れて言うわけではないですけれども、もうそろそろすっかり全部公開と、私は東京都の委員会を幾つかお預かりしましたけれども、全公開ですね。何の痛痒もない。特に、これはニュアンスなのですよ、まちづくりというのは。議事録に残らない心理とか感覚とか思い入れみたいなものが伝わったのがまちづくりですから、

御賛同を得られなければ頑張りませんが、全公開も1つぐらい国土交通省で持ってみてもいい時期ではないか。この小委員会のテーマはそれにふさわしいと思います。そういう意味でも林委員の意見に拡大的に賛同です。

○小林委員長 2段階ですね。横島委員はもっと進んだ全公開という話でございまして、林委員は、議事録は氏名を載せたらどうかということですが、その辺、事務局から何かありますか。

どうぞ。

○事務局 ただいまの御意見でございますけれども、事務局といたしましては、実は一般の方にまで広く公開ということになりますと、たくさんの方がおいでになりましたときにどのように対応させていただきますとか、そういう事務的な問題でいろいろと波及が出てまいりますので、大変恐縮でございますけれども、この点につきましては、プレスの方のみという扱いをお願いをできればと思っております。

○横島委員 それはクラブ加盟者と限定するのですか、プレスと言っても広い意味でいろいろあるけれども、クラブ加盟と限定するかどうかですが……。

○事務局 私どものクラブの加盟者ということで、原案としては考えさせていただいておりました。

○事務局 一応、一般紙のクラブと、それから専門紙のクラブの皆様方に今まで声を掛けて、それで希望の方にお越しいただくということで、本日もそうなるであろうという前提でそういうふうにお声をかけていますので、きょうのところはそうさせていただいて、広報課等と相談させていただいて、次回にこうしたいということを申し上げたいと思います。

○横島委員 そういうことでしたら、事務局と委員長に御一任します。

○小林委員長 第1段階のお話は、一般に公開というのは、部屋の容量の問題とかいろいろ問題があるので、それは今回は断念する。プレスの公開について、どこまで公開するかについては、改めて私と事務局で相談して、次回、御返事を差し上げる。

次の林委員の議事録に氏名を載せるべきではないかという御発言についてはいかがでしょうか。

○寺尾委員 私も氏名を載せることに賛成いたします。

○小林委員長 その点について賛成の御発言をいただきましたが、困るというのは言いにくいですね。

○土屋臨時委員 でも、案件からして、困るような内容ではないでしょう。

○小林委員長 そうですね。よろしいでしょうか。

それでは、ほとんど皆さんの御同意を得られたようですので、議事録の氏名については名前を載せて出すということでよろしゅうございますでしょうか。

事務局、特に問題はありませんね、そのことに関して。

○事務局 結構でございます。

○小林委員長 どうぞ。

○越澤委員長代理 私も氏名公開で結構だと思いますが、事務局の方々はどうするか。つまり、「事務局」とだけ一言書くか、すべて役職を含めて、そこら辺は一応確認しておいた方が。

○小林委員長 そうですね。事務局は「事務局」でよろしいのではないですか。一々名前を書くことはないと思うのですけれども、それでは嫌だと言うのなら別ですけれども。

よろしいですか。

○事務局 そうですね。委員長からそういう御指示があれば。

○小林委員長 それでは、そういう取り扱いにさせていただきます。

○横島委員 「ここは伏せ字」という発言があった場合には、受け入れる余地だけ置いておいてもらった方がいいでしょう。全部を無条件というわけにはいかないかもしれません。

○小林委員長 実際にこれは参加の議論ですから、参加をした具体的な事例を御紹介いただくとき、もしかすると自分の立場でこういうことを公にしたということが外に漏れるとまずいという可能性がないわけではないと思いますので、そういう場合が起きた場合には、場合によってはその回、あるいはその部分について伏せ字にするということの可能性は残させていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○事務局 それでは、ただいま、議事の公開について取扱を決めていただきましたので、新聞社等からの取材の申し入れがあれば、入場を認めたいと存じます。

(4) 参加型まちづくりに関する現状と課題

○小林委員長 それでは、本日の中心的なテーマでございます「参加型まちづくりに関する現状と課題」について御議論いただきたいと思います。その前にスケジュールの予定が事務局から示されておりますので、それについて御紹介いただきたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5でございます。

第1回から第7回まで私ども事務局で勝手に書かせていただいておりますが、あくまでもイメージということにとらえていただければと思います。

事務局といたしましては、次年度の予算要求等との関係もございまして、できますれば夏に中間的な取りまとめをお願いをいたしまして、年内に最終の取りまとめをお願いできればと思っております。

また、第2回小委員会、もう日付が入ってございますけれども、次回は我が国及び諸外国のまちづくりにおきます市民参加ということで、御了解をいただけるようでございますれば、恐縮ですが、小委員会の委員の方々から事例紹介をお願いできればと存じております。発表者につきましては委員長と御相談の上、改めてお願いを差し上げたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 今、御紹介がありましたように、全体スケジュール、それから次回の小委員会の内容について、事務局から提案がございました。これについて、何か御意見、御質問があればいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、このような形で審議を進めていきたいと思っております。

それでは、資料6にきょうのペーパーでございます「参加型まちづくりに関する現状と課題」の資料がございますので、これについて事務局から御紹介いただき、その後、きょうは第1回目でございますので、自由討論にさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○事務局 まちづくり活動推進官の川崎でございます。私の方から資料6について御説明申し上げます。

本日は自由討議ということでございますので、その御参考にと申しまして、資料6「参加型まちづくりに関する現状と課題」ということで御用意させていただきました。

表紙にございますように、住民参加の状況、住民参加の枠組み、事例、住民参加を促進するための環境整備、それから英国・米国のまちづくりにおける市民参加ということでございまして、インターネット、あるいはアンケート等での情報も入れながら整理をさせていただきます。

1ページ目をおめくりいただければと思います。まず「まちづくりへの住民参加の状況」でございますが、これは13年度に私どもの方で都道府県を通じまして、各市町村に対し

て行ったアンケートの結果でございます。

まず、「まちづくりへの住民参加の局面」、①のところでございますけれども、ここをごらんいただきますと、公共団体レベルの計画策定に係るもの、地区整備等に係るもの、施設整備・維持に係るもの、いろいろな分野で住民参加が行われている、さらに「まちづくりへの住民参加の方法」といたしましては、まちづくり協議会を組織、あるいはワークショップ等ということで、さまざまな方法がとられているということになってございます。

次のページをお開きいただければと思います。2ページでございますが、今回、回答のございました市町村でのまちづくり活動への支援の状況でございます。まず住民参加の活動に関する条例等の有無でございますけれども、約半数があるということでございます。中身につきましては、その横の円グラフでございますが、景観条例、まちづくり条例、あるいは条例という形ではなくて、要綱という形が約4割という形になってございます。

④のところでございますけれども、「まちづくり活動に対する支援制度の有無」ということで、御回答いただきました市町村の約6割が「ある」ということでございます。内容的には資金的な支援、あるいは人的な支援ということになってございます。その下に、今回御回答をいただきました各市町村から「まちづくり **NOP** 法人との協働事例」ということで御回答が寄せられております。そこに数例書いてございますけれども、例えば東京都の調布市におきましては、市と調布まちづくりの会という **NPO** がマスタープランの策定、あるいは景観シンポジウムの運営といったことで協働しています。また、静岡県三島市におきましては、市とグランドワーク三島という **NOP** が「ホテルの里づくり」ということで一緒にやっているといったような事例が寄せられてございます。

次のページを開いていただきますと、ここでは**NPO**全般についての整理でございます。御案内のように、**NPO**法は平成**10**年の**12**月に施行されておまして、4年がすでに経過してございます。そこにごございますように、平成**14**年**12**月末現在で、全国で認証総数**9,329**ということでございます。認証を申請する場合に複数の分野を挙げることができるということになってございまして、複数回答でございますけれども、**9,329**のうち、まちづくりが約4割、**3,526**に上ってございます。主たる活動という意味では、全体の約1割がまちづくり活動というふうに推計をされてございます。その下のグラフがまちづくりの認証**NPO**数の時系列の推移でございます。ごらんのように、右肩上がりということになってございます。

その次のページ、4ページでございますけれども、これは都道府県ごとのまちづくり

NPO の分布を見たものでございます。ごらんいただきますように、東京都、これは実数が **668** でございまして、全体の約 2 割、それから三大都市圏で見ますと約 5 割ということになってございます。ですから、特定エリアへの集中状況がある程度見られるかなということになってございます。

先ほど来御説明してございますアンケートにおきまして、住民参加のまちづくりを推進、あるいは支援する上での問題点についても聞いてございます。その⑦の表にございますように、例えば住民意識に関するものということで、「主体的に取り組むという認識が不足している」、あるいは「エゴが出やすい」、行政の問題ということで、「認識、技術が不足している」、さらに「人的資源」、あるいは「参加者の固定」ということで、そもそも参加者が少ない、さらに固定化されている、「合意形成に関するもの」といたしまして、「時間がかかる」、あるいは「合意形成そのものが困難」、さらに「市民参加のまちづくりにおける体制の不備」ということで、「情報・価値観の共有」、あるいは役割分担が不明確であるといったような声が寄せられてございます。

次のページ、駆け足で恐縮でございますけれども、5 ページでございます。「都市計画制度における住民参加の枠組み」ということで、このフローチャートは市町村が定めます都市計画決定の手続を書いたものでございます。左の下の方にございますように、公聴会の開催とか説明会の開催とか、そういったものによりまして住民意見の反映というものを必ず講じるべきというふうにされているところでございます。この 5 ページの下の方に、「都市計画の決定に係る最近の法改正」というものがございまして、平成 **12** 年におきましては、実は、平成 **12** 年の前年の平成 **11** 年に地方分権一括法が成立してございまして、その流れを受けた改正でございますけれども、まず住民にとって一番身近な単位の地区レベルの詳細計画でございます地区計画の住民の提案制度が創設された、また、都市計画の案の縦覧の際の理由書を必ずつけるということが決められた、さらにこのフローチャートにもございますけれども、都市計画の縦覧、法定では 2 週間ということになってございますけれども、それを条例で、それより長くとりといったことが可能になったということでございます。それから、昨年、平成 **14** 年度でございますが、先ほど局長からの御挨拶にもございましたように、土地所有者、まちづくり **NPO**、あるいはまちづくり協議会等によりまして都市計画の提案制度が創設されてございます。ですから、都市計画の発意という意味では、一步前進と思っております。

次のページをお開きいただきますと 6 ページでございますけれども、「身近なまちづくり

の手段」ということで、今、申し上げました地区計画、これは都市計画として決定をするものでございます。それ以外に私的な契約でございます建築協定、あるいは緑地協定がございます。これらにつきましては、そこがございますように、協定を結ぼうとする区域内の土地所有者等の全員の合意が必要だということでございます。

6 ページの中ほどから下でございますけれども、そもそも市町村の都市計画審議会に住民代表を任命している公共団体はどれぐらいあるかというのを平成 13 年 7 月現在で 1 都 6 県について調べたものでございます。公共団体につきましては、約 5 割でございます。ただ、委員に占める住民代表の割合という意味では約 1 割にとどまっているという状況でございます。

次のページ、7 ページからは「住民参加のまちづくり事例」ということでございます。このページでは豊中市と横浜市の事例を挙げさせていただいております。まず、豊中市におきましては、平成 5 年 1 月にまちづくり条例を制定いたしまして、まちづくりの構想の提案に至る過程で研究会、または協議会の活動に対しまして活動費の助成や専門家の派遣を行っているということでございます。また、事例の 2 として掲げてございますが、横浜市におきましては、平成 14 年 9 月に「まちのルールづくり相談センター」を開設しているということでございます。市役所に本部を置きまして、支所を 4 ヶ所置いていると聞いてございます。専門家の派遣、相談、あるいは情報提供を行っているということでございます。

その次のページが事業別の事例でございます。まず横浜市の恩田元石川線でございます。そこに図面がございますが、横浜市北部の青葉区、ここに国道 246 号というのがございますけれども、それに東西方向に並行する道路、246 を補完する道路で、全長 7 km の路線でございますけれども、うち 3 km につきましてはすでに整備されてございます。ですから、残りの 4 km につきましては、8 ページの下の図にございますように、そこに A 案、B 案、C 案というふうがございますが、整備しない案も含めまして、住民参加の道路づくりの試みをやったという事例でございます。

次のページをあけていただきますと、住民参加の取り組み状況ということで、今申し上げました取り組み、平成 4 年からスタートされてございまして、現在、都市計画法に基づく手続に向けての作業中であるということ聞いてございます。まだ難航しているということのようでございます。

10 ページでございますけれども、公園の事例でございます。公園につきましては、1980

年ごろから計画、整備、あるいは管理の段階で住民参加が広がったということでございます。そこに2つ事例を書いてございます。1つが大田区のくさっぱら公園、「手を加え、変えていける公園」を望む住民有志が行政と諸課題を共有しながら、計画づくりから管理運営まで取り組んでいる、また多摩市のとちのき公園におきましては、周辺住宅の入居前は最低限の施設整備にとどめて、住民がほぼ入居した段階で組織した実行委員会が中心となって導入する施設を決めたという事例でございます。

次のページ、**11** ページでございますけれども、最近、まちづくりや地域活性化の新しい方法論としてコミュニティ・ビジネスが注目されてございます。そこに特徴ということで何点か書いてございますけれども、住民主体の地域密着、また、必ずしも利益追求を第一としない、あるいはビジネスとボランティアの間ということでございます。事例といたしまして、長野県の小川村というところでは、地元の農産物を加工いたしまして、おやきを販売しているということでございます。従業員 **100** 名のうち、8割が **60** 歳以上の女性だということでございます。

2番目の事例は栃木県の足利市でございますけれども、知的障害者施設こころみ学園が栽培するぶどうを原料といたしまして、ワインの製造販売を行っているということでございます。ここではフランスからワインの醸造の専門家を最初はお呼びしたようでございまして、その醸造専門家もここが気に入って、今、移り住んでいるやに聞いております。

次のページでございます。次は「住民参加を促進するための環境整備」ということでございまして、ここでは小中学校の学習にまちづくりを取り上げている事例を掲げてございます。まず、「川崎市におけるまちづくり学習の実践例」ということで、川崎市の職員と小学校の先生が副読本でございます「まちは友だち！」を作成いたしまして、平成 **12** 年度以降、概ね小学校3年から6年を対象に使用しているということでございます。今、それを回覧でお返しをしようかと思っております。

それから、私ども国土交通省におきましても、阪神・淡路の経験から、「防災まちづくり学習」というものの実施の支援をしてございまして、平成 **11** 年度から実践モデル校を選定いたしまして、学習モデルプログラムの開発、あるいは教材、情報の提供、専門家の派遣を行っているということでございます。

その次のページ、**13** ページでございますが、まちづくり活動を促進、定着させるのに必要な情報提供についてまとめてございます。ここにございますのは、この **13** ページの下にございますように、私どもの事務局の方で県庁所在都市、特別区及び人口 **20** 万人以上

の市、計 **133** 都市の市のホームページを見まして、それをもとに整理したものでございます。都市計画マスタープランにつきましては、概要を掲載しているのが約半数、策定中の情報を掲載しているのが約 1 割でございます。図面につきましては、鮮明なものを掲載が約 1 割、それから住民団体へのまちづくり支援措置を掲載しているのが約 1 割ということでございます。ですから、町の生活者に対する情報提供という意味では、まだまだ改善の余地があるのかなという気がいたしております。

続きまして **14** ページでございますが、以上、これまでが国内の事例でございます、**14** ページ以降、諸外国の事例でございます。次回以降、さらに突っ込んだ諸外国の事例の紹介があるかと思えます。ここではイギリス、アメリカにおきますまちづくりの市民参加ということで、計画策定に关します市民参加がどうなっているかを整理したものでございます。まずイギリスでございますが、イギリスにおきましては、都市農村計画法によりまして、開発計画の内容、策定手続が定められてございます。その枠の中に体系ということで幾つか書いてございますが、そのうち地区計画、真ん中の方でございますけれども、地区計画につきまして、下の方に地区計画の策定プロセスと市民参加の手続を整理してありますが、計画案の協議から計画決定に至るそれぞれのプロセスで市民の意見を聞くという手続がビルトインされているということでございます。また、計画策定とは違いますが、官民のパートナーシップの事業へ対する包括補助制度が **94** 年に創設されているということでございます。

最後のページ、**15** ページでございますけれども、アメリカの例でございます。アメリカにおきましては、都市計画に関する連邦法はございませんで、州法によって規定されているということになってございます。これはカリフォルニア州の事例でございますけれども、総合計画、特定計画、実施手段ということで、その下で総合計画の策定プロセスと市民参加という欄がございますが、真ん中の方にプロセスがございます。課題、機会の提出から目標設定等々、8つのプロセスを経て計画策定をされ、計画の監視、修正まで至るわけでございますけれども、それぞれのプロセスごとに世論調査をしますとか、委員会を設けて審議する、いろいろな集会をする、あるいはメディアを使った広報をするといった市民参加が織り込まれているということでございます。

また、支援制度といたしまして、イギリスと同じく低所得者層の地域の開発ということで、包括補助金が創設されているという状況でございます。

以上、駆け足で恐縮でございますけれども、参加型まちづくりについての現状と課題と

いうことで御用意差し上げました資料を御説明申し上げました。

よろしくお願ひいたします。

(5) 自由討議

○小林委員長 それでは、ただいま事務局から本日の資料の説明を終わりましたので、これから自由討議ということで、第1回でございますので、今御説明いただいた資料に関係なくても結構ですので、お話をいただければと思います。

どこからでも結構ですから、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最初に私の方で、皆さんが発言する間だけちょっとお話をさせていただきます。

今、御説明いただきました住民参加のまちづくり事例、7ページに横浜の事例が事例2という形で出ておりますが、これはつい近年、市長が「まちのルールづくり相談センター」というものを開設したのですが、そもそもこういうものを開設した動機はどこにあるかということなのですが、端的に申し上げますと、横浜のある良好な住宅地の中にマンションが建つ、それに対して周辺の住民が反対運動を展開する。市長がそこに駆けつけて、その意見をいろいろ聞いたところ、そういうのはやはり住民があらかじめこの地域はこういう地域にしたいという思いを、地区計画なり建築協定でしっかり担保しておく必要があるというようなお考えをお持ちになったようで、そういうことをあらかじめいろいろ市民と議論していく場を積極的につくっていきたいということでつくったのが事例2の「まちのルールづくり相談センター」というものであります。

それから、その次の街路の議論、これも横浜の事例なのですが、9ページを見ますと非常に時間がかかっているように見えるのですが、これはある意味でモデル的にこういう全く新しい試みやろうということですので、時間がかかってもしょうがないと腹を決めて始めた参加型の道路づくりでありまして、そういう意味で、これを見ていただくものすごい時間がかかっているのです、こんなに時間がかかるのでは、参加というのはそもそもどうかという御意見があるかもしれませんが、そういう趣旨の参加のあり方です。いろいろなモデル実験をここの中で試みてきたということで、これだけの時間がかかっているということでございます。

どうぞ。

○林臨時委員 先ほど、委員長から参加についてのブレイクスルー的な議論という話があったのですが、今、自治体の中には、分権一括法が出たこともあって、それで「自治基本条例」と呼んでいます、自分たちなりのルールを自分たちの町として市民が積極的に参加して考えようという、そういう動きが非常に広がっている。この傾向は、火をつけたのはニセコ町だと思えるのですが、特に首都圏周辺だけでなく広がっていると考えています。

その中で議論になってきている1つには、行政、市民、NPO、それから企業を含めて、それぞれの主体がそれぞれなりに自分たちのパブリックと言いますか、公共を担うのだという、そういう水平の関係の中で物事に取り組んでいく、そういうルールづくりをやっていくべきではないかという考え方なのですね。

「新しい公共」という呼び方でこれを議論することも最近非常にふえているのです。この考え方は、もとは自治体の現場から出たと思いますが、政府の関係では**2000**年の1月でしたか、「二十一世紀日本の構想」という、小渕さんが亡くなる直前に総理の諮問機関の出された中に、「新しい公」という項目が出されまして、これは政府の関係でそういった考え方を公式に出したという意味では初めての文章だったのではないかと思います。

残念ながら、小渕さんはすぐに亡くなられたので、その構想自体は、海外ではなかなか注目された構想だったのですが、その後、あまり日の目を見なかったのです。「新しい公」の考え方に立ちますと、参加を部分的に考えるのではなくて、そもそもみんなで一緒に考えて取り組むのが基本になります。そういう意味では計画をつくるにせよ、事業の問題にせよ、最初の取り組みから一緒にやらないといけない。これが基本の取り組み方として考えられなければいけない、そんなことになってきていると思うのです。

こう考えますと、先ほど局長の御挨拶の中にも、都市計画法の中でさまざまな進展が試みられてきたことをふまえて、これを実態化していくときには、やはり公が、「行政イコール公」という縦型の公の時代から、「水平連携の公」の考え方に変わっていく。そのベースをしっかりと踏まえてこういった制度の運用や制度の内容を深めていく。現場で本当にそれが有効に働くようにしていくということが、特に次世代参加型まちづくりでは一番基本になるのではないかと考えています。そういう意味では、「新しい公共」の考え方をベースに議論が進められるといいと考えています。

参加は時間がかかるとよく言われるのですが、実態は1つの計画なり事業なりは行政の中だけで費やされる時間が非常に長い。それをはじめから一緒に議論すれば、当然かかる

べき時間がかかるということであって、むしろそういう進め方の方が後戻りしないスマートな結果になるとも思っているところです。

基本的なところでの取り組みを議論できればいいなという意味で申し上げました。

○小林委員長 どうもありがとうございました。

新しい公共の議論とか、それから従来の行政だけが公共を担うのではない、そういう時代に入ったというお話をいただきましたが、これに関連して何か御意見はありますか。

どうぞ。

○齊場臨時委員 九州からやってきておりますし、先生方の日ごろのお仕事とは少し違うニュアンスでお話をしなければならぬかと思いますが、先ほど佐賀県の資料も出ておりましたけれども、**NPO**の数がえらい少ないというのはなぜかということなのですけれども、これはなぜかと言いますと、やはり「お上」という考え方が九州では非常に強うございます。ですから、まちづくりに住民参加をするということが、現在、多少は試みられておりますけれども、私の目から見ると、形式的参加というレベルでしかないというふうに言わざるを得ないわけでありませう。

特に、佐賀県の場合は3つの大学がございませうが、残念ながらバリアフリーを口にする先生がいらっしゃるという状況もございませう。研究者もいないという状況も言えるかと思ひます。私は10年前に佐賀医科大学に行きまして、バリアフリーということをしておりまして、私は多少ニュアンスが違ふ立場からバリアフリーを口にして居るわけですけれども、あちらこちらの委員会に引っ張り出されて、やらざるを得ないという状況で今やっているわけですけれども、そういう面ではまだ意識が非常に遅れているということをやはり明確にしておかなければいけないのだらうと思ひます。ですから、住民参加というのが形だけのものであるならば、これはもうやめた方がいいのかもしれない。

特に、きょう皆様方にお話をしておきたいことが1つございませう。それは、例えば東京に参りますと、私はエスカレーターの右側に立ちたいわけでありませう。左側に立てというアナウンスが流れておりまして、右側は急ぐ方に譲れという形になって居ります。きょう、ここにお集まりの皆さん方も忙しく町を飛び歩いておられますので、当然、右側に立たれると困るということで、そういうメッセージが流れ始め、いつの間にかそういう形になって居ります。しかし、右側につかまらぬと不安定になる障害者や高齢者、また左に麻痺がある人たちは、あのメッセージは困るわけでありませう。

そういうふう当事者の意見というのがあり得るのですけれども、障害者の当事者の意

見を聞きましたと、最近よく言われるのですけれども、それを免罪符のように言う方たちがたくさんいらっしゃいます。一部の障害者の方が発言したことが免罪符となりまして、他の障害者の方や高齢者の方にとって非常に使いにくいものが提示されるというようなことがございます。ですから、当事者の意見を聞くというのはかなり難しい作業だと私は感じているわけです。

このたび、羽田にやってまいりましたが、今回、新たなバリアが生まれておりまして、エスカレーターの上り口、下り口に1本の棒が立っております。これはカート、またはそういうものを載せないようにということだろうと思うのですが、大変歩きにくくなってしまいました。エレベーターのところへ行きますと、障害者や高齢者の方はエレベーターを御利用くださいということで、使い分けを指示しているということだと私は思いますが、以前にカート、またはバギーを使われる方はなるべくエレベーターを使ってくださいというメッセージは流れていなかったはずでございます。ある日、突然棒が立ち、ある日、突然エレベーターを使えと、こういうような意見がどこからか出て、そういう形になってきているわけです。そうしますと、私たちはエレベーターを探して歩かなければいけない、高齢者も歩かなければならない。車椅子に乗っている人のイメージが皆さんに非常に強いものですから、介護してもらっているからいいだろうというようなイメージが先走っているのではないかと私は思います。

しかし、そういうイメージをしっかりとどこまで論議して、当事者の意見が入ったのか。当事者の意見というのは、どちらかと言えば強い方たちの意見が通ってしまうわけです。弱い人たちの意見はほとんど吸い上げられないということがあり得るわけでございますので、このまちづくりに関しましても、ぜひとも弱い立場にいる方たち、当事者の方たちも含めてですけれども、しっかりと視点を持って、やはり教育を受けたり、考えたり、発想したりする能力が持てるような仕組みをつくっていきませんと、ただ単に住民参加、住民参加というふうに持っていきますと、九州では多分、お上に頼る方式しか出てこない。東京のようにはないということがあり得るのではないかと思います。

後ほど行政の役割ということも論議されると思いますけれども、皆様方が日ごろ思っておられます独特の認識と言いますか、障害者と言えば車椅子に乗っている人、高齢者と言えば寝たきりしか頭がない方たちが世の中にあまりにもたくさんいらっしゃいます。ですから、その人たちの施策だけを進めてしまうということが非常に多く出てきます。住民の方たちとの対話集会の中でも、高齢者、障害者に対する配慮というものと、面倒くさいと

か、そんなことはしなくていいというような意見が出てくる場合が九州では多々ございます。

そういうことから言いまして、ぜひともこの委員会では、そういう立場にある人たちの意見をどうやって集約していくのか、どうやってまとめていくのかということも諸先生方の御意見をぜひまとめていただいて、いい形で住民参加を可能とし、だれにでもやさしいまちづくりということが出来ますような仕組みをぜひ御検討いただきたいし、皆様が持つておられる認識をぜひ変えていただきたいと思っている次第であります。

特に、この中で福岡空港に着かれて第2ターミナルから出られました一番最後のバゲッジルームの手すりの太さを認識されている方はいらっしゃいますでしょうか。太いのです。ですから、握っても役に立ちません。ですから、私たちが階段を下りるときはあの手すりでは下りられないのです。ところが、皆様方は健康でいらっしゃいますから、全然そこを見ておられないわけでありまして。こういうような状況が住民参加の中でも起きてくるということがありますので、ぜひともその辺をきちっと押さえていけるような仕組みをおつくりいただきたいと思っております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

○青山委員 きょうは初回ですので、これからどう議論を進めるかということについて一言意見を言わせていただきたいと思うのですが、「次世代参加型まちづくり」のその「次世代」ということをどう考えるかということと関連するのですけれども、参加論というのを私はいろいろな角度から整理してみるということは、そろそろ日本の社会でも必要なのではないかと、そう思います。

例えば、広域的な都市構造を議論する場合の参加論と、それから自分たちの町をどうするかという、そういう場合の地域のコミュニティを論ずる場合の参加論と、あるいは先ほど民間マンションができる場合の話がありましたけれども、そういった民間のマンション等を含めて特定の施設とか、あるいは都市施設ができる場合の参加論とか、場面によってかなり参加論というのは違った形で議論されるべきではないか。それを一般的にただ参加型まちづくりはどうあるかというふうに議論していくと混乱してしまうのではないか、そういうふうに思います。

全然また別の角度から場面を考えますと、何事かがあった場合、あるいは何事かをする場合、あるいは何らかの施設ができる場合の参加論と、それから、そもそも自分たちのま

ちづくりをどう進めていくかということについて議論する場合の参加論とまた違ってくる。それから、今出たようなバリアフリーのまちづくりをどうするかという場合の参加論というのは、また違った参加論があるべきであって、そういった点を区別してこの委員会では議論した方がいいのではないか、そういうふうに思います。

1つの例として、一昨年、土地収用法の改正がありましたけれども、あのときには事業の是非論の問題と土地収用の問題とを区別する、そういう法改正がなされたわけで、それは単に持参払いを現金書留に変える、地方自治体のコスト削減を図る、これも非常に、多摩の自治体などというのはあれに9億円かけた例があるわけですから、そういう点では現実的に重要だったのですけれども、ただ見逃されている点としては、あの土地収用法改正では、事業の是非論を議論する場面と、それから個人の私有財産を公共のために用いる場合の参加論とを、参加論ではないのですけれども、一種の参加論みたいな側面もあるわけですが、そういう場面とか、議論する期間、土地収用委員会ではそれは議論しない、事業の是非論については、そういうふうに区別した。別途、地方自治体にそういう議論の場をあらかじめ設けておくという法改正がなされたわけですが、あれもたしか**20** 数年ぶりの改正だったと思うのですけれども、そういう議論の整理というのを参加論についてこの委員会でしていく必要もあるのではないかと。そう思いますので、あらかじめ一言申し上げさせていただきます。

○小林委員長　まず寺尾委員、その次に森委員。

寺尾委員、どうぞ。

○寺尾委員　この委員会のマנדートというのですか、与えられた任務と言いますか、目的と言いますか、どの範囲でどういう議論ができるのかということについて御説明がないままに自由討議と言われても、参加については皆さん、一家言も二家言もある方ばかりですから、独演会で終わってしまうと思うのですね。やはりここで、ここでと言うのは、つまり中央官庁のこういう委員会で何をすべきかということは、やはりフォーカスを当てて議論すべきだろうと思います、回数もそんなに多くないですから。

それで、そのこととの関係で私が感じたことを2点ほど申し上げたいと思うのですけれども、その前に、私も「二十一世紀日本の構想」、あれはせつかくのものをもったいないので、やはりどんどんもっと読んでいくべきだと思いますし、今でもインターネットに載っていますので、私は学生などにも読ませるようにしています。あそこで語られたことをもう少しじっくりかみしめて、具体的にどういう意味を持つのかということについて考え

ていくべきだと思います、あれだけのものを使ってつくったものですから。

それなのですが、1つは、参加というのは先ほど形式に終わってしまったらいけないのではないかという御指摘もあったのですけれども、よいまちづくりなり参加なりという、よいプログラムができたときのメルクマールをどうやってつくっていくかということをやったり中央官庁、つまりまちづくりの関係では政策官庁になっていただきたいと思うのです。そのためには、いい参加と悪い参加を何かはかるものを、メルクマールを立てない限り、これだけやりました、そしてこういうところができまして、きょうも数字がいろいろ挙がっていますけれども、こういう数字以上にソフトをやはり評価していくような何か指標を立てていく必要があるのではないかと思います。

それは1種類である必要はなくて、幾つかあっていいと思うのですが、そのときに今おっしゃった参加論という話が出てくると思うのですけれども、やはり参加型のためにこれだけお金をつかって、これだけの例えば **NPO** ができましたとか、そういう単純なものではなくて、もう少しソフトな部分をはかるためのメルクマールづくりですね、1つは。

それからもう一つは、先ほどマンションの話も出てきたのですけれども、もめたところからまちづくりが始まるというのは、今あちらこちらでも起きている現象なのですけれども、そのときにそういうものに少し関わって私を感じますことは、これは建築、都市工の理科系の先生から聞いたので多分間違いはないと思うのですが、現在の現行法制のもとで、あの土地にどんなものが建つかということをイメージできる人というのは本当に少ないというのですね。例えば、土地があっても、それが例えば合筆されて大きくなると、急に今まで建たなかったものが建ったりしますね。それから、道路が広がったりすると今まで建たなかったものが建ったりしますね。ですから、この現行の規制の中で一体どういうふうな町になり得るのかという可能性、具体的に、例えば何階建てのマンションが実は建ち得るのだということを住民は知らないだけではなくて、自治体の窓口の方々でも、それはなかなかわからない場合が多いという話を聞いたのです。

いざ事業が起こって、デベロッパーが土地を買って、設計図をつくったりすると、「え、こんなものが建つはずだったのか」という話になって、「いや、これは困る」ということになって、「でも、現行法制では行けるのですよ」という話になってというか、ですから、事前にあらかじめ自分たちの町をどうしたいということを決めていく必要があるとしても、それに必要な情報というのでしょうか、今の現行法制のもとで一体どういうことが起き得るかということをプロの方がやはり示せないで、まちづくりになかなか入っていかなくて、

いずれも事が起こってからのことになってしまうと思いますので、そういう部分の専門的なバックアップというものが、ぜひ必要なのではないかと感じております。

○小林委員長 それでは、森委員。

○森臨時委員 3ページに、まちづくりの推進を図る活動をしていらっしゃる **NPO** が急速にこの1年半か2年近くの間にあふえているというのを見て驚いているのですが、やはり今、まちづくりで一番障害になっているのはエゴですね。エゴ、自分に都合がいいことだけで、みんなに都合がいいかどうかは考えない。**NPO** という組織、いかなる組織であれ、集まってみんなでいろいろ議論していると、自分だけの都合では済まないなという、そこまでは気がついていけるだろうというような意味で、これは社会性を持つという非常にいい形につながっていくと私は思っています。再開発や何かをちよくちよくやっていますと、最初はまるで自分だけのエゴとしか思えないことを発言されている方が、いつの間にかだんだん隣近所、それから町と発言なさるようになりますのでね。こういうことは何にしろとにかくい。

ただ、御承知のとおり、今までこういう参加型と言ってもマンション反対とか、道路反対とか、反対のためのエゴの集団みたいな話が、これが住民参加だ、住民参加だという名前で行われているというケースがほとんどで、こういうふうに変えたいからこういうふうにしようなどというような話は、まあお目にかからないというのが実態ではないかと思うのです。

私どもはデベロッパーで、儲けるためには仕方ありませんから、こうあるべきだということを一生涯懸命提案いたしまして、コンセンサスを取り付けて仕事をしようということになるわけですが、もっとも儲けるためだけ、儲けるというのはそう簡単ではありませんで、自分のビルだけをつくるのではなくて、環境もよくしなければならぬ、インフラもよくしなければならぬ、いろいろなことをよくしなければ、結局大きな意味での競争には負けてしまうということもありまして、一生懸命、それから、そのときにはよくても、将来だめになってしまえばしょうがないわけですし、特に賃貸事業とか地域開発とかを考えている場合には、実は儲かるような計画というのは大変なのです。

これを本当に考えているのはデベロッパー以外にどうも見当たらないのです。市というのは一般的には考えてくださいますけれども、さっきのちょっと反対型の住民が出てみえますとすぐ引っ込んでしまう。それで、「勝手にやりたい方と相談してみたら、反対のうちはやりませんよ」などというようなことで、やらないことにだけは一生懸命であったり

するのが実態なのですけれども、今、こういうふうに **NPO** という名前がつけられて、これがいいことだという、ただ **NPO** というのは反対するためではなくて、何かつくることだという、そういう方向に発展していくこと心から願っています。

それともう一つ、特に申し上げておきたいことは、住民というのはやはり現状維持、保守的であるというのが普通で、その町が今のまま続けていけば何ら問題がないときにはそれでいいのですけれども、今起こっている問題は町を変えなければならないという問題が多いと思うのです。そのときに、本当に住民参加で町が変えられるのか、本当に変えられるようなプランが出てくるのかというふうに考えると、私は非常に疑問だ。やはりここは、要するに本当に町を、あるいは地域を、将来を考えるべき立場の人がいて、それが本当に利害に絡まる人がいて、そして提案していくという形、名前を公表していただいてもいいのですけれども、やはりデベロッパーが参加しないまちづくりということはある程度ではないかと思うのです。

別に私、昔はデベロッパーなどというのは金儲けするのだから引っ込んでいると、再開発の場合でも組合というのを表に立てて、デベロッパーは後ろに隠れているべきものなのだ、どうせ下心はわかっているのだからという話だったのですが、事実、そういうふうにしてきた時代もあったのですけれども、アメリカへ行って仕事をしたり、あるいは中国あたりで仕事をしたりするようになりますと、デベロッパーの立場というのは全然違うのですね。非常に尊敬されている。非常に尊重されている、その辺について、住民という中に今入っているのか入っていないのかさえわからない。**NPO** ならいいけれども、企業だったらだめという、そういう議論でいいのかなという、まあ根本的にそういうところから一遍ぜひ議論していただきたいと思っております。

○小林委員長 その辺は最初に林委員の方から、行政、市民、**NPO**、企業という4つ主体があって、そういう主体がそれぞれ参加して新しい公共をつくるというお話をいただきましたから、当然、林委員の御意見の中では企業は入っているというふうに私は理解しておりますが、かなり手が挙がっておりますので、どうでしょうか、最初に手を挙げた小澤委員、山内委員、その次に横島委員、中井委員。

○小澤委員 恐れ入ります、説明がありました資料で質問をしたいのですが、2ページ目にアンケートをやって、⑤のところに **NPO** 法人との協働事例が出ています。これは全部ではないわけですね。これがどうして選ばれたのか、これは次世代、あるいは方策を考えるとときにいろいろなやり方がありますので、これは代表として選んでいるのか、そういう

あたりはまた後で次回にでも御説明いただければありがたいと思います。**38** 団体 **47** の事例があったということです、それについて教えていただきたい。

2 番目に、少し自分の宣伝をさせていただきたいのですが、私は今、教員養成系におりますので、市民の方の意識を変えなければいけないということで、参加をしていくためにも、先ほど森委員から意見がありましたが、それはまたおいおい議論をしていくことにいたしまして、やはり何をもって公平とするか、公正とするか、あるいはよいまちづくりとするかは、その国民、あるいは市民が最終的に決定しなければいけないことだと思いますので、ただやはり私たちとしてはできることは何かと言ったときに、**12** ページに国土交通省の事例として載せてあります。これは先ほど防災まちづくり学習の勧めのパンフレットが回ってございましたけれども、私はこれを平成9年度から委員会の委員長としてまとめてまいりました。それで、この霞ヶ関の方も、東京都の都市計画局の方も、それから地域の方も、学校の先生も一緒に入ってワークショップをやりながら防災の **42** のやり方、まちづくりの事例をまとめ、そして実際に冊子にもまとめ、そして今どういうところに来ているかと言いますと、やはり **NPO** にしろ、専門家にしろ、例えば学校で総合的な学習の時間を使ってまちづくりをするときに、とても専門家の言葉は難し過ぎて、学校、あるいは地域の方たちは理解できないわけです。それで5月、あるいは6月にこの再開発コーディネーター協会、それから日本建築家協会、日本都市計画家協会の方たちと一緒に、先生たちも入って研修をやって、ぜひ地域でサポートするときにどういう言葉を使ったらいいのか、お話をするときどういう展開の仕方、そういった研修も今やろうとしております。

子供たちの方が私はしっかりしているなと思うのですけれども、例えば阪神大震災があって、やはり安全ということは第一に大事になってくるわけですがけれども、そうすると自分たちの地域では防災はあまり考えなくてもいいけれども、しかしやはり防災のことは勉強したいということで、今、インターネットの世界ですから、子供たちの方が学びの世界を広げているのです。そういうところに専門家もサポートしていくということで、私は総合的な学習の時間の創設の審議会にも関わってございましたけれども、やはり地域の特色、あるいは地域の課題を見つけてということで、この総合的な学習の時間は創設されているのです。

そういう意味で、ぜひそういう方策もこの「次世代」という言葉の中に、多分次の世代を超えて意識、それから行動まで変えていくという、意識改革だけではだめだと思うのです。ただし、行動はどこまでできるのかというのは、それぞれの私たちの成熟度合いに

よってくると思いますので、そのところも議論していただければと思います。

ただ一方、皆さんは、ほとんどここにいらっしゃる男性の方は小学校の家庭科、あるいは家庭科なんかは、あんな生活のことは置いておいてという、しかしそこをきちんと押さえなければいけないと思うのですが、特に中学校、高校の家庭科の教科書を見ていただきたいのです。「まちづくり」という言葉がたくさん入っておりますので、私も二十何冊検定いたしましたけれども、それはただ反対するためのまちづくりではなく、自分たちの身近なところからどういうふうに住環境をよくしたらいいのかという視点から取り組むという様々な事例が載っておりますので、そういった視点もぜひ考えていただければと思います。最終的に意識の改革というのは、私は市民教育だと思っておりますので、ぜひそういった点から議論していただきたい。

それからもう一つ、参加なのか参画なのか、これはロジャー・ハートさんの翻訳を「子供の参画」という、これはユネスコのやったプロジェクトですけれども、それを翻訳するときに、私は直接翻訳には関わっておりませんが、それは最終的に「参画」という言葉にしました。その意味も、ぜひ考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

○山内臨時委員 私たち、先ほど森委員がおっしゃったまちづくり **NPO** の1つの東京ランポの山内でございます。

私たちはまちづくりを **NPO** なり市民がやるということは、市民参加、あるいは市民の協働でやるということは、その市民エゴを、市民の政策なり、まちづくりの政策に変えていくことなのだというふうに考えております。それで、**NPO** というのは当然ミッションを持って活動している団体なわけで、社会貢献性を持つ活動をするので、それはだからエゴを前面に進めていくということではなくて、市民が自分たちの町の計画をつくっていくために **NPO** が存在しているのだと思っております。今の段階で、今の参加とか参画、協働の状態というのはまだまだ不十分だと思っておりますけれども、それはもっともっと市民サイドにいろいろな決定権を委ねていかないことで生じていることが多いような気がします。

例えば、森委員がおっしゃっていたような採算の問題なども、きちんと事業計画まで市民と一緒につくっていけば、何ができて何ができないのか、それからもちろんデベロッパ

一の方にも入っていただかないと事業が成立しないわけですが、そういうときに可能なこと、不可能なこと、そういうことがはっきりしてくると思いますので、参加というか、協働がそういう形にこれから進んでいくように考えていくべきだと思います。そのためのサポートとか、それから今、制度的にそういうことを邪魔しているようなことがあるのかもしれない。そういう阻害要因をどう取り除いていくかということも、ぜひこの場で議論していただきたいと思います。

それで、私たち「まちづくり」、平仮名の「まちづくり」というのが、今非常に概念があたりこち広がっているのですけれども、事務方の方でソフトの、福祉とかそういう部分も取り上げていただいているのは、私はとてもいいなと思っているのは、やはりまちづくりがインフラ整備とか、道路を通すとかということだけではなくて、これからは多分今まで専門家や行政の方に私たちはお任せしていた部分が多くて、任せてください、お任せしますではもううまくいかないのだということが今はっきりしてきたのではないかなと思って、そのときに、やはりつながり合ってお互いに、ハードの町だけではなくて、ソフトのコミュニティをつながり合って支え合っていく、コミュニティをつくっていくということがまちづくりだと思いますので、そういうような視点での議論をしていきたいと思っています。

○小林委員長 どうぞ、横島委員。

○横島委員 齊場委員が先ほど言われたことを、一言、私の印象を先に言わせていただくのですが、私は学生に「バリアフリー」という言葉を使わないようにしているのです。バリアをどければ必ず次のバリアがどこかで発生する。だから、言葉はどうか知りませんが、「ユニバーサルデザイン」の方がまだいいのかなと考えています。

折に触れて御紹介することができると思いますが、学生のまちづくり活動を実践的にやって、5年目に入ってしみじみ思うことは、ちょうど小澤委員が言われたように、「参加」と「参画」の違いなのでしょうけれども、種火をつくれと言って、私は学生の尻をたたいてやってみました。高崎のまちづくりです。しかし、これはだめでした。種火というのは消えるのですね。種火だけつけて1年ごとにゼミ生が替わっていきますから、1年間で逃げていってしまう。また次の学生ということで、今は5代目になっていますが、種火運動はまちづくりの決定打になれないというのが私の体験でございます。

種火も大事なんでしょうけれども、種地をつくる方がいいのではないかな。つまり、種地というのは参画の場ということなのですが、感覚的に参加する、アイデアを出す、だれかやってくださいと言って知恵を出して人に任せていこうというまちづくりは、学生の宿命

としてはしょうがないのでしょうかけれども、どうも限界が来ている。

そこで、種地というのは2種類ございまして、1つは、例えばワークショップの場とか、まちづくりの事務所とかいう種地も大事なのですが、もう一つは、さっきの森委員と決定的に対立するところですが、大規模都市開発、都市改造というふうなまちづくりも確かにまちづくりですけども、本当の地先、家の隣の空き地、町のドブ川の整備、自転車の駐輪場といった小さな問題は、やはり住民主導型、あるいは学生主導型で進めた方が良いまちづくりで、大手デベロッパーだけが主役というのは、こうした場では成り立ちません。

そこで、敢えて小さいところに注目して種地づくりのお願いなのですが、実は道路をつけますと、残地というのができます。S型道路を、まっすぐの方が具合がいいということで直線化しますと、両側に三日月型の土地が残ります。この種の土地が全国至るところに残地として残っておりまして、道路改良が進めば進むほど国有財産が遊休化するという現実がございます。似たようなものとして、飛び地がございます。端切れ地というのがございます。相続税などとして物納の小さな土地で国が管理しているけれども、使われていない土地があります。全国至るところで遊んでいる公有地をアダプトして、まちづくりの場できないかというのが私の種地づくりの提案なのです。

この種地を使って何ができるかと言いますと、最初にできるのは、例えばワークショップみたいなものもできるでしょうが、そんなに大きくなくても自転車の駐輪場、10台駐輪などというのは至るところに作ることができます。それから、日本のバス停はトイレもベンチもございませんが、ベンチ付きのバス停、トイレ付きのバス停ができます。ポケットパークやベンチのある休憩所、花壇でももちろんいいのです。この手のものが、具体的で、実践的で、そして実用的なまちづくりの種地となるのではないかと。

その種地探しを今回のこの小委員会ですらひとつお願いしたいのですが、種地を探せと言うと、すぐ事務局の皆さんは一生懸命全国の調査をなさるかもしれないけれども、それはだめなのですね。種地を住民から探し出してもらおう。うちの周りにこんな土地があるけれどもこう使いたい、あの土地とあの土地の間の空いている土地はどうも国有地のようにだけでも、もったいないから、我々はこう使いたい。現実に私のところに財務省に掛け合ってくれないかと言ってきている土地があるのですが、花壇をつくりたいと借りに行ったらノーだと言われたと言うのです。こういうところに政策的にまず応じてゆかないと、実践論で国民を巻き込もうという目論見はうまくいかないのではないのでしょうか。

○小林委員長 ありがとうございます。

○中井専門委員 きょうは1回目ということですので、自由に発言させていただきたいと思いますが、一応国のせっかくの会議ですので、そのあたりを念頭に置きながら、お話をさせていただきたいと思います。

一般的に参加は、量はどんどんふやした方がよくて、種類もたくさんふやした方がいいということにあまり反対する方は多分おられないと思うのですが、つまりそれは結果的には多様な価値観があるということを確認ということなので、まさにこの問題はどうかという話と多分表裏一体で、たくさん参加すればいいだけという話ではなくて、それをどう決めていくかという議論に集約していかなければ、何か運動論みたいな話にしかないのではないかと思うのですね。

恐らく、究極的には、今の都市計画、特に法定都市計画の決定というのは条例で付加ができるとはいえ、かなり一律的な方法なので、それを地域に自由化していかどうかというところが恐らく究極的な論点になっているのではないかと思います。その際に、いい参加と悪い参加という話がさっき出ましたけれども、参加をある程度考えていく上では、参加というのは失敗も恐らくやはり必ずあるので、むしろ失敗したときにどうそれをリカバーするかという議論があった方がいいかなと思いました。

それから、第2点は、特にこれは国の場でということなのでお話をしますけれども、参加で、次世代ということで、先端的なことをやっているのをもっと育てていく話と、恐らく参加の裾野をもっと引き上げるというか、裾野を広げていく議論と両方があって、恐らくどちらも大事なのですけれども、むしろこれは両方で、少し国の役割というのは恐らく違うのかなと考えています。

今、むしろ大事なものは、どちらかと言うと、特に国という立場で行くと裾野をどうやって広げていくかという方が非常に大事かなと思っていて、その意味では、提案型というのが今回できたのですけれども、提案型と従来型の都市計画決定の手段の間にあまりにもギャップがあり過ぎて、その中間的なところをうまく工夫してつくりたいと、なかなか裾野が広がっていかないだろう。その1つの案というか、アイデアみたいなものは恐らく案を出すときに、必ず代替案を義務づけるというアメリカ型の方法ですけれども、そういうのが1つあるのかなと思っています。

それからもう一つは、きょうの資料の中にもありましたけれども、情報をどうやって公開していくかということは非常に大事だ、裾野を特に広げていく面では大事だと思うのですが、ただインターネットに載っているからとか載っていないからというのはあまり本質的

な議論ではなくて、それをどう使ってもらえるかという話で、その意味では、ここはもっと恐らく民間ビジネスとこういう情報提供をどううまく組み合わせていくか。例えば、その地域にポータルサイトとか、あるいは地域の **GIS** みたいなものとうまく組み合わせて、むしろ住民の人が自分たちの町を考えたり、新しいビジネスを起こすときにそういうものを使ってもらえるという、そういう工夫が何かないと、本当にただ載っている、載っていないというたぐいの話ではないのかなと思います。

それからもう一つの先端をどう引き上げていくかということについては、恐らく3つぐらいあるのかなと思っていて、1つは先端の引き上げは基本的に地域が自由に競争することで、参加型はどんどん新しいものが出てくるような環境になってきたので、そういう環境づくりに国は邪魔しないというのが国の大きな役割だろうと思っております。

もう一つは、どんどんそういう先端型の参加が進んでくると、恐らくついていけないのは自治体やそういうところであって、はるかに市民や **NPO**の方が進んでくる状態になると、今度は自治体の方がついていけないという状況が出てきそうなので、そういうところで自治体をどう、市民をサポートするのではなくて、自治体をどうサポートしてあげるかという話が国の役割としてはあるのかなと思いました。

ちょっと雑駁でしたけれども、以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、森委員、その後、小林委員、お願いします。

○森臨時委員 どこから申し上げていいのか、**15** ページですか、アメリカ型が出ていますが、まちづくりの計画、市民参加、結局問題点があって、改善するための案づくり、どういうふうな目標を持つか、目標の設定をして、その次にいろいろな活動をした上で目標の修正をして方針を決めて、それで代替え案をいろいろやったあげく、計画の決定と承認をしてと、こういう手順になっていくわけですが、目標の設定がなくてやってもお祭りみたいなもので、時間のむだだということになってしまうので、この段階をどういうふうにするか、先ほども中井委員からいろいろな価値観がある、それをどういうふうにか集約して1つの目標設定をしない限り、これは何ら創造的な形にならないと、そういうふうにおっしゃったように聞こえたのですが、まあ、そういうことではないのかと。

ですから、今もちろん部分的に不具合のところを直すという、そういうタイプの市民参加があって、決して悪いとは思いませんけれども、根本的に今ここで、国で議論すべきなのは、どういう町につくり変えるかというための住民参加、あるいは市民参加、あるいは

すべての関係者が参加してコンセンサスをどうつくっていくか。つまり計画を、目標をあるいは都市像をですかね、それをつくって、それにどういうふうにしてコンセンサスを取りまとめていくのかという、その中における住民参加のあり方ということを行っているのだろうと思って私は来ているのですけれども。

さっき、デベロッパーを忘れては困ると言いましたけれども、デベロッパーだけではなくて、各地域の企業もあれば、公的な団体もあればいろいろあるので、そこに住んでいらっしゃる人だけが住民というものではない。住んでいるから住民というような、そういうものではないということと、だれがそういう案を出すかと言った場合に、やはりいわゆる過去の計画をつくった有識者が出すべきものでもない。いろいろに意味で、今、真剣に取り組んでいるのはデベロッパーだと思いますよということを行ったのですが、こういう場にも、デベロッパーらしきものは私1人しかいないというのもちょっと寂しいと思ったわけです。

そんなようなことを申し上げておきたかった。

○小林委員長 小林委員、その後、土屋委員。

○小林専門委員 初めまして、神戸で都市計画の事務所をやっております。と申しましても、民間の小さな企業でございますので、こういう場所にどうして呼ばれたのかというのはなかなか理解しがたいところがあるのですが。今のお話を聞いていますと、震災の10年ほど前の参加型の話を浦島太郎のように聞いているような気がして、どこが次世代型かなという気がしております。震災でいろいろな都市づくりが10年から20年おくれたというふうに皆さんお思いでしょうけれども、実は多分、日本の大都市の20年後の姿が突然来てしまったという形で私たちは活動しております。少子高齢化とか、あるいはさまざまな住宅が全部プレハブに建て替わるとかですね。

そんな中で、私たちが震災後で一番確かに違うなと思っているのは、これは定義の問題もあるわけですが、この「まちづくり」という平仮名の言葉と、都市計画というのは全然次元が違うということです。次元が違うと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、都市の総合計画、全国総合開発計画とか、そういうものと法定都市計画の次元が違うということと同じぐらいの違いが法定都市計画、あるいは都市計画事業、都市計画決定というものとまちづくり活動とは違うのではないかと。

前に越澤委員と県の委員会に行ったときに、「まちづくり」というのはどういう定義だろうということで、私は運動である、市民が自律的に、継続的に行う環境を改善する運動で

あるというふうに思っていると。それは、震災の中で私たちが実際に感じた一番大きな内容であります。それは市民の1人1人の自律的な活動がいかに関連するかというところからすべてがスタートするということを認識しているということで、そこからまちづくりという話をしてほしいというのが第1点です。

2点目は、そうは言いましてもいろいろな都市計画のレベルとか、あるいはいろいろな社会変革とかいうレベルで行きますと、今、被災地の中で最大の問題は、復興問題の中で残されていると言いますか、多分唯一残っておりますのは地域と企業の問題ということになっております。被災者復興支援会議というところでずっとやっているのですが、地域の中で企業がいかにあるべきか、あるいは企業が地域の中でいかにあるべきか、企業のマインドの中で経済活動を行うということは当然だと思いますけれども、それが企業だと思いますので。それでは地域のマインド中で企業がいかに行動するかということも同じぐらいの重要さで考えてほしいというのが今の1つの結論になっております。

多分、コミュニティ・ビジネスの話がここに出ておりましたけれども、スコットランドのコミュニティ・ビジネスの調査に参りましたときに、あるいはアメリカのCDCの活動とかを見ますと、やはりそのところが大きく違うのではないかと。企業マインドで物事がすべて決まるというのではなくて、地域の中の、地域のマインドに対して企業がどう行動するかということについての力と言うのですか、そういうものが大いに必要ではないかというのが第2点の話です。

3つ目、もう一つだけ言わせていただきますと、先ほどいろいろな残地の話を横島委員が言われておりましたけれども、震災空地というのは実は山ほどと言いますか、嫌になるほどありまして、そこをどうするかという問題が実はあるわけです。これは5年ほど前からずっとやっているわけです。花を植えるのが一番早いということで空地の緑化事業、あるいは空地の中でのイベント事業、様々な形でもうすでに復興基金を利用して事業が展開されております。植えられるところは全部花を植えろということでやっておるわけです。

そういう場が「実際にある場」だけではなくて、先ほど言われておりましたそういう機会、今、神戸市がやっておりますのは「プラットホーム」という言葉で、そこに集まって、そこからみんなスタートしようという、それで「参画と協働のプラットホーム」という言い方をしております、もうすでにこれは神戸市役所の中はかなり大規模な形で設定されております。

「参画協働」といった言葉の中でも、兵庫県では参画協働条例というのができまして、

小澤委員が言われたように「参加型」というのはもう古いと言ったら変ですけども、計画段階から参加するという意味での「参画」といってます。ではそれをどうしたらいいかということで、私たちは「場所の力」と書いて「場力」と呼んでおりますけれども、そういうところで、いかに皆、市民、企業、**NPO**、それからマスコミなどが同じ立場で話ができる、あるいは行動できるか。そういうスペースなり、機会を持つということが先ほど申しました「まちづくり」という環境改善運動として、非常に大事な側面ではないかと考えております。そこのところをぜひ御議論いただけたらと思います。

以上です。

○小林委員長 それでは、土屋委員、お願いいたします。

○土屋臨時委員 現場の市長という、とりわけスケールの小さい、**13万5,000**人ぐらいの市ですから割とよく丁寧に見られる立場なのですけれども、市長の役割として、ちょうどさまざまな市民の動き、市民運動のようなもの、そこから出てくる参加、参画、こういうものと行政が意思決定するもの、役人が1つの制度にのっかって意思決定する、そこをちょうど調整するような役が市長の役であるのですけれども、そういうことの中から申し上げたいと思います。ちょっとまとまりがありませんけれども、最初ですのでお許しいただきたいと思います。

私は、「市民参加」という言葉が出てきたのは昭和**40**年代だと思います。松下圭一さんあたりから始まったことだと思いますが、また「コミュニティ」という言葉とセットになって。これは昭和**43**年の国民生活審議会の清水馨八郎先生が小委員会長であるコミュニティ問題小委員会が出てきた言葉です。これは佐藤竺先生が実質主筆だと思いますが、ここからずっと使われています。実は武蔵野市は昭和**46**年に長期計画を立てたときに「市民参加」ということと「コミュニティ」ということをキーワードにしてやってきました。

それ以来、ちょうど**30**年ぐらいたつわけで、そのうち**20**年、私が担当しているのですけれども、いろいろなケースがあります。例えばごみの焼却場を巡る問題、あるいは都市計画、再開発、線引きの問題、あるいは緑の問題、それから道路づくり、それから公団の建て替えの問題、図書館を新しくつくるとか、地域にピンクサロンみたいなものがあった町をどうするかということ、これはソフト対策、一面、少しハードが入っていますけれども、そういうものの環境浄化の運動とか、運動の結果、まちづくりにつながったというようなケースがあります。それから最近ではクーラーをやめて、「冷」ではなくて「涼」で行こうと。子供たち、保育園に涼環境をつくるにはどうしたらいいかというようなことで、

インターネットを使った電子会議室をやっているのですけれども、いろいろなケースを見てまいりました。また、現に携わってきました。

それでいろいろなことを感じるのですけれども、うまくいったケースは、やはり参加の必然性が高いというか、いろいろな矛盾があったり、恐らく小林委員がお話になった神戸の例などは、ああいう **1,000** 年に一遍みたいな事件があったということで、それが大きな必然性になったのだらうと思うのです。必然性のあるところにはエネルギーが出てくる。だから、そのところが非常に大きいのかなという気がいたします。それを無理やり必然性を出そうとして一般的な意味で参加論などをやるとわけがわからない、だれが責任者で何をやっているのか、権限行使の正当性はどこにあるのだと、こういう議論にもなりかねないだらうと思います。

やってみて、いろいろなことがありますけれども、必然性が少なくオープンになればなるほど、ある程度の特定の少数の確信を持った人が譲りません。それがおもしろいもので、ごく少数がもう少し大きいグループをつくり、もう少し大きいグループは全体の中で強い力を持つてくる、こういうことで、実は少数が意思決定しているのだけれども、それが多数意見になる、こういうケースがよくあります。

そうすると、その実質上決定している少数者というものに、実質的に権限を与えた場合、権限行使の正当性を持っているのか、代議制とのすり合わせはどうなるのか、こういうことが出てくるだらうと思います。その結果、なかなか物が進まないというようなこともあります。住民はイライラしてくるというようなこともあります。

参加論を考えた場合、最近もてている人はあまり参加とか言わずにガンガン自分でやるというのがもてているのですね。二、三日前の選挙でも、おれはやるぞという人が当選しているでしょう。みんなでやりましょうという人はあまり当選していないのですね。だから、何と言うのか、要するに責任を持ったリーダーシップというものと、参加で決定するということと、そこに実質的に参加していくというのはだれなのか。これは公共の場合などではいいですが。だけれども、民有地などの場合にはどうするのだ。ひどいことになる。人の土地だっにかまいやしないから、どんどん自分達の意見のとおりやらせろということにだっ成りかねません。

市の職員、市会議員、市長と **38** 年も見てきますといろいろなことに現場で出くわすので、だからその辺のところ、次世代参加型まちづくりの何かというのはどの辺をイメージして、何を問題点とするのかということの整理が大変かなという気がいたします。

○小林委員長 だんだん気が重くなってきますけれども。

○土屋臨時委員 それから、バリアフリーのお話が出ましたが、私もずっとこれを考えてきており、障害を持つ方、現場でいろいろな方にお目にかかります。昔と比べると、本当に地域に出てきています。実は私どもも昭和 50 年代の前半ぐらいから障害者が町へ出ようという運動をおこなっています。私もある障害団体の運営委員などをやったりして、みんなで京都になど行ったけれども、そのころは新幹線に乗るのにも、駅はバリアフリー対応がなされていなかったため、配達荷物の中をくぐって遠回りして乗ったものです。

それ以来ずっと見ていますけれども、齊場委員にも 1 つお聞きいたします。ユニバーサルデザインという話がありましたけれども、本当の意味でユニバーサルデザインというの
はあり得るのかどうか。例えば、点字ブロックみたいなものは視覚障害者にとってはなくてはならないものです。しかし、点字ブロックをすることによって車椅子の人には非常に通りにくい、こういうことがあります。こういうことを突き詰めていくと、「一人として全きはなし」ということになるのかどうか、そういう議論の根本的なところで、では例えば目的別の、あるいはもっと障害別のと言ったらいいのですかね、そういうことでやればいいのか、そうではなくて、すべての条件を全部当てはめて議論するのか、これは実際にまちづくりをやっていくと、限られた空間の中でやるわけですから、いろいろな問題が出てくるだろうという気がします。いつもそういうところで頭を悩ませています。

事例集についてはたくさんありますから、幾らでも出せと言われれば出します。

○小林委員長 はい。

ほかにまだ御発言いただいていない方、どうぞ。

○伴臨時委員 あまり時間もないようですので、この関係で 2 点だけ。

1 点は先ほど、お帰りになられてしまいました青山委員が御発言なさっていましたけれども、私どもの公団でも住民参加型というか、住民パートナーシップで事業をいろいろやっていますけれども、事業をやるときと、それが終わったときの静的な状態になって、その後のときと住民参加というか、それはかなり違うのではないかと思うので、その辺は分けて議論しないと、という気がいたしますね。例えば私どもですと、区画整理事業をやるとか再開発事業をやるとか、密集市街地事業をやるとか、公共施設をつくるとか、何かやろうというときと、でき上がってしまったものをその地域コミュニティで公園のアダプト制度で管理するだとか、あるいは一般的にきれいなまちづくりをしましょうというときとはかなり違うような気がします。

というのは、特に何かやろうというときには、やろうとする主体がいるわけですね、公共団体であったり、我々であったり、それから森委員のようなデベロッパーであったりするわけですが、そういう人がいて、ある時間に何かを仕上げなければいけないということで、一番必要な、例えば人材の派遣だとか、それからコーディネートをやることとか、あるいは資金の提供とか、要するにスポンサーというか、そういうものが存在する。それが完全にしゃしゃり出て鼻面を引っ張ってやるようではまずいのかもしれませんけれども、又、それに対しての住民参加があるなどいろいろあるにしても、かなり局面が違うので、その辺を分けて議論すべきではないかというのが1点です。

それからもう一点は、まちづくりでも何でもいろいろな形でなるべくたくさんの方を巻き込んでやるというのは前から言われていることなのですけれども、そのためにはインセンティブですか、動機づけが要ると思うのですが、その動機づけが、何かやることによって、住民の方がいろいろ参加して、汗を流すことによって、その成果が何かきちんと出てきて、それが魅力あるインセンティブというか、それならやろうということになるのが一番いいのだらうと思うのです。それには最近、非常に地価が差別化してきていますね。場所によって随分ドーンと下がったり、あるいはそう下がらなかつたり、場合によっては上がったりしていますけれども、要するに住民参加でいろいろ汗をかいてきれいな町をつかったとか、統一ある、調和あるまちづくりをしたというところは、それはそれなりに地価に反映されて評価されるとか、あるいはもっと進んで言うと、住環境というか、都市環境というか、そういうものを何か金銭に換算するような評価システムができて、それがきちんと出されると、そういう町にしようと、皆さんが自分の資産を守るためということでのってくるというようなこともあるのではないかなという気がしますので、そういう住環境の評価、さっきのソフトなども含めてですけれども、何か評価システムみたいなものがきちんとできるといいなと思っております。

このことは、実は私どもの公団の家賃や地価が評価されるときに、公団の団地として住環境を配慮してきちっとつくったものと、そうでないところの値段の差がないのですね。住環境のよさというのはなかなかきちっと評価されていなくて、これは鑑定士側ともいろいろ意見交換をするのですけれども。だから何かうまく数値化されて、それが地価に入ればなおいいし、地価でなくても、別の評価基準で出れば、そういう評価システムができると、我が町だ、我が資産価値を守るためだというのでみんなが一生懸命やれば、それに応じて評価が上がるとか、あるいは地価が下がらないとか、そういうようなことに結びつく、

何かそういうインセンティブが要るのではないかという気がいたします。

以上2点です。

○齊場臨時委員 バリアフリーとユニバーサルデザイン論議というのは随分行われております。私どもの方で感じているのは、ユニバーサルデザインを描くときには、バリアフリーデザインの考え方がしっかりとそこの中にわかっていなければ、ユニバーサルデザインは絶対に描けないと思います。ところが、今の社会の中ではどっちがいいとか悪いとかという話が非常に出ております。私はどんなデザインでも、必ずそこからはじき出される方はいらっしゃると思います。そのはじき出された部分についてはバリアフリーデザインをきちっとしなければいけないということだと私は考えておりますので、ユニバーサルデザインの方がいいのだというような論議が非常によくありますけれども、私はバリアフリーデザインとユニバーサルデザインは車の両輪のような関係ではないのかというふうに考えております。

○小林委員長 いろいろ議論があるかもしれませんが、少しこらえていただいて、中村委員、どうぞ。

○中村臨時委員 私はまちづくりは素人でございますから突っ込んだ議論はできませんけれども、先ほど青山委員がいわれたような方向での検討が必要かと思っております。

先ほど川崎市の副読本で、かつて住んでいた北部地域の開発のことを思い出しました。かなり早い時期から開発計画がありましたけれども、20年以上たってもなかなか開発ができない。今、行ってみますと姿が見えてきておりますが、必ずしもいいまちづくりではないなと感じております。特に自然環境、自然循環型のまちづくりからすれば、かなりかけ離れたものでなかろうかと思っております。あまりにも計画した時代が早すぎたということもあるかと思っております。昭和45、46年から始まっていますから、当時はまだそれほどNPOだとか、そういう活動はなくて、それでもかなり環境問題を中心に施行が伸びてきておりますが、例えば今、同地域の開発計画が立案過程と仮定しますと、いろいろなNPOの方々が参画した場合に、果たしてどうなるだろうかという気がしているのです。さらに伸びるのかなという気もしておりますし、あるいは、想像するような丘陵は丘陵で残し、木は木で残しながら住宅や施設をつくっていくというような開発に果たしてなっただろうかという、これも疑問もありますね。

それは地価の問題もあるでしょうし、私有財産の問題や開発コストの問題、長期間にわたる土地供給者の生活問題等もあるでしょう。NPO等の参加の幅が広がるほど難しくな

るのではないかと思うのですね。NPO等をはじめとする民間の意見が反映されることは重要だし、必要なことだと思います。しかし一方でこれが活発化するほど市町村議会等との調整も難しいと聞いております。その辺をどういうふうに調整するのかということが問題だと思います。どういうところにどう参画をして、どういうものを描いて、それを実現していくか、結果的に総体的に片手落ちにならないようきめの細かい検討が必要だと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

時間がかかり限られてきておりますので。

○越澤委員長代理 それでは、短く。

この進行に関する私の意見と提案を少し申し上げたいと思います。やはり新しい、新しいというか、従来からやってきたことですが、国の審議会としては初めて取り上げるテーマで、議事録も公開しようという、かなり新しいやり方をしていますが、やはり次回、2回目、3回目は集中的にそれぞれいろいろな立場で実践されてきた一家言とか、二家言、三家言の方ばかりですから、その中でかなり論点なり、何が課題なのかということも少し見えてくるような気もしますので、できましたら、2度ぐらい思い切って、希望者なり、あるいはぜひやっていただくということで、少し時間をとって、つまり3回目で論点整理というよりは、2回、3回を少しやってみたらどうか。

しかも、2時間というのは時間が少し短いような気もしまして、もう少し延長をして、じっくり、とりあえずこの全体、途中で1回中間を出してやりたいという考え方にもしものつとるのであれば、2回目、3回目は少し集中的にいろいろやってみるというのもやっていいのではないかという気もするのですが、これは私の委員の1人としての提案でございます。その中でいろいろなことがかなり見えてくるのではないか。またきょうの中で、実は私自身もよく存じていることもあるのですが、ほとんど知らなかったこともありまして、ですからそういう意味で、恐らく委員同士のいろいろな考えを活性化するのも多分いいのではないか。

もう一つは、これはむしろ事務局に伺いたいのですが、こういうかなり異色な形での小委員会になるかもしれませんが、最後、年内にまとめたいという御提案で、そのまとめが一体どういう形なのか、一応昨日から出ているメンバーはよく知っていますし、また今回、新たに加わっている委員の方々もありますのであれですが、一応もともとは非常に大きな4つの諮問と言いますか、事項から始まっていますので、つまりこの小委員会で何らかま

とめて、それをまちづくりに関する、たしか3番目でしたか、4番目でしたか、諮問事項でしたね。それはそれでこのまま、これだけ一応ある程度集中的に議論しましたので、私個人はそれをこの部分に関する答申と言ったらいいか、何だかちょっとわかりませんが、都市計画の親の部会で報告して素直に出していくとか、この時点での議論ですから、多分来年になるとまたいろいろな新しい状況が生まれるかもしれませんので、私はそういうまとめの方がいいのではないかと思うのですが、これについてが2点です。

○小林委員長 今、最初におっしゃったことですが、小委員会で、第2回、第3回をかなり自由な討議で……。

○越澤委員長代理 少し濃密にやってみたらどうかという。

○小林委員長 時間をかけてやるという。

○越澤委員長代理 ええ。

○小林委員長 イメージとしてはそうですね、もともと。どうですか、一応、外国事例の紹介のようなものもごございますけれども、実質的には自由討議をしていただくということで。

○事務局 それはそういう形で皆様方がおまとまりになれば、そういう形でやらせていただきたいと思います。

今の2点目の御質問でございますけれども、一応この小委員会としてのまとめは、自己完結的に一通りきちっとやっていただいて、その上で **21** 世紀の都市再生ビジョンへ反映させられるものについては、あるいは反映させるべきものについては、そちらの方で反映させていただくという形で、そういう意味では二段構えで考えてまいりたいと考えております。

○森臨時委員 お願いがあるのですが、世界の事例についての御報告があるということでしたけれども、私どもの方も4月の **25** 日から「世界都市展」というのをやっております、六本木ヒルズの上のミュージアムのところで世界の七大都市の中心部の **1/1,000** 模型、どういうふうに違うかという比較、どういう方向へ行こうとしているかといったような、そういうものを皆さんに御提示していますので、よろしかったらそちらの方へお越しいただいた上で、あちらの方で御議論願ったらどうかと、そのように思っておりますので、よろしく、できましたらどうぞ。無理は申し上げませんが。

○小林委員長 ありがとうございます。少し事務局と相談していただいて。

松尾委員、どうぞ。

○松尾臨時委員 私、少し水を差すようなことを言うかもしれないのですが、参加しない
というか、私は自分のことを考えてみると、隣の家になにか来たならば、もしかしたら動く
かもしれないけれども、少し離れたらば、まあお任せしますよという、そういう立場と言
いますか、基本的なあれとして、これは参加しなければいけない、参加するのが正しくて、
参加しない人はだめなのだ、意識が低いのだと、こういう話で行くとすると、ちょっとや
はり間違える可能性がある。その辺の参加型というその言い方ですけれども、次世代参加型
は参加しない人もいるということの場合によっては前提として、そういう声もかなりあっ
て、任せますよというものもあると。

○小林委員長 それはそうですよ。

○松尾臨時委員 それも含めた参加ということをぜひ考えてほしいと思いますけれども。

○小林委員長 はい。

○土屋臨時委員 今、お話になったことは実は現場では非常に大切なことで、我々も呼び
かけて、ではこの問題について参加しましょうと言うと、あまり参加してこない人がいる。
さっき言いましたようにマニアックに非常に参加する特定の人もある。それ以外の参加し
ない人は、何を言っているのだ、こういうことを決めるためにあんたを選んだのではない
か。高い給料を払って、市議員を選んで、市長を選んで、何をやっているのだという人
もいます。

参加論が出てきたときに一番議論になったのは、成熟した市民が参加すると言うけれど
も、そんな暇のある市民はいるのかと。これは今から **30** 年ぐらい前の議論ですけれども、
実はギリシャモデルなどと言っても、それは自由市民はごく一部しかなくて、あとは奴
隷が労働をやっているではないかと。果たして、自由な市民が自由な立場でいろいろなこ
とに参加できるのかという、こういう議論もあります。そこのポイントは、さっきちょっ
と言おうと思ったのですけれども、今お話が出たので、実感としてそういうことがあると、
こう申し上げておきます。だから、さっき言った代議制との問題、だれが意思決定するの
かという問題、これとつながってくると思います。

○小林委員長 非常に多様な御意見をいただきまして、途中でまとめるのはあきらめたの
ですが、ただ、少し皆さんで御同意いただかなければいけないのは、最初に青山委員がお
っしゃったどういう場を想定して、私の言葉で言うと「大公共」ですね。国、その他、大
きなスケールでの公共性を考えるような場への参加から、近隣、「小公共」へ参加する参加
まで、さまざまな参加があると思いますが、それすべてを議論するというのは恐らく不可

能だろうと思います。

多くの方々の御意見をいただくと、都市とかあるいは大都市圏とか、国の議論ではなくて、何らかの「場」のようなものが設定できる、「場」と言った方がいいのでしょうか。そういうものへの参加、その「場」にある何か物をつくる事業が展開されるとか、あるいはつくった後にそれを維持管理する、マネージメントする段階に至っている、そういう幾つかのステージがあると思いますが、それは両方含めて議論をする。その「場」に参加する主体としては、市民、企業、行政、行政もどちらかと言うと市町村レベルの行政を中心にした議論をするというような、何か一定の枠組みを想定した上で、きょう御意見をいただいた合意形成の議論とか、情報提供の議論とか、あるいは参加の評価システムの議論とか、かなり新しいユニークな議論に参加に絡んでお話をしたらどうかという御意見をいただきましたので、それについて逐次テーマを少し整理した上で、皆様の御意見をいただくとというような形で進めさせていただきたいと思いますが、そもそもの土俵の議論が、それでは反対だと言う人があればおっしゃっていただきたいのですが。

どうぞ。

○林臨時委員 「場」の設定を前提にして、今おっしゃったようなことで議論するのは賛成なのですが、例えばシアトル都市圏を考えると、非常に身近なネーバフッドスケールの参加の問題から広域都市圏までシステムをつくっているのですね。ですから、そういうやり方自体も非常に重要なので、それはやはり議論した方がいい問題です。限られた時間なので、それをどういう位置づけにするかは、ちょっと……。

○小林委員長 ですから、そのお話は、「場」を想定して議論するとき、その「場」の想定した議論をしたときに必然的に大都市圏につながっていくような話は、その「場」の議論の中と関連して議論しましょうという御提案ですね。

○林臨時委員 そういうことです。場合によってはまた別の機会に広域の問題でいかなる参加が必要になるか議論できるとよいと思います。

○小林委員長 青山委員がいなくなってしまったから。青山委員がおられたら、逆の発言をなされるかもしれないのですがね。

○林臨時委員 非常に特徴的なのは、行政の方々にアンケートとか、ワークショップで意見を聞くと、大きいことは行政に任せてくださいというメンタリティーがあるのです。けれども、市民からすると、市民の方が実は長期的に、総合的に問題を考えているという主張もあるのです。ですから、そういう意味では、その問題はもう少し別の形で議論する場

を設ける必要があると思います。「場」から発して検討していくことでよいのですが、広げられるように期待します。

○小林委員長 「場」に位置をとってスコープを広げていく、どこまでスコープを広げていくという議論は当然あり得るわけですから、そのスコープの距離をあまり限定せずに、「場」に定位置を決めて参加型の議論をしましょうということでしょうか。

もしよろしければ、そういうスコープで……。

○松尾臨時委員 今の小林委員の「場」と言われるものの概念でやられるものと、平仮名で書いてある「まちづくり」とが、うまくマッチするようなスケールになるのか、その辺は……。

○小林委員長 マッチするから「場」と言っているのです、私は。

○松尾臨時委員 そうですか。

○小林委員長 そういう意味です。

○松尾臨時委員 それをさっき皆さんのいろいろなお話を聞いていると、行政的なある種の、例えば上から、小さいものからだんだん大きくなっていくのが広がっていくという部分と、まちづくりというのは違うのだという感じを、私は皆さん方の議論の中で少し受けたから今質問しているのですけれどもね。

○小林委員長 そうですか。

○松尾臨時委員 それが、だからうまく「場」の中で議論できれば多分いいのでしょうかね。

○小林委員長 とりあえず、きょうの御議論を皆さん事務局で整理していただいて、もう一度反省していただいて、次回、私がまとめたような方向性で議論していかどうかということも含めて冒頭に御議論いただいた上で、この議論を始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局 大変熱心な御議論を賜りまして、議論をお願いしている立場で、きょうもいろいろな御意見を聞きまして、いろいろな触発をされましたが、1つは何人かの委員の議論に関係すると思うのですが、ルールづくりの段階での参加と、いざ何かアクションが起きたときの参加、まあアクションが起きたときの参加というのは、通常は何らかの摩擦という格好で起きることが多いのですけれども、そこがうまくかみ合っていないかなというのが、私などはいつも思っていることなのです。つまり、ルールづくりの段階ではほとんど参加の実態がなくて、何かあったときに、これは先ほど寺尾委員がおっしゃったことと一致するのかもしれませんが、普段から専門家がここではこういうことが起きるのだよ

というサポートをして、その上でルールをつくるというのが理想だというのは全くそのとおりだと思うのですが、その前にそこに、まず土俵に乗らないという実態が多いのではないかと思います。

最初に冒頭で御挨拶申し上げた中で、自分のお住まいになっているところの用途、容積も知らない人がほとんど、**100**人のうち**99**人だろうと思います。その辺から直していかないと、これは横島委員がおっしゃった実践論という、ぜひ実践的な意味で参加の実が上がるにはどうしたらいいかというところに私などは一番思いがあるものですから、そういう議論をお願いしたいと思っていますが、そういった意味でも、例えばルールづくりと何かアクションが起きた、実際に再開発をやる時にどうするか、その手前でルールとしてはこうだよというあたりを常に両にらみでバランスよく参加の実効が上がるようにするよな、そういう御議論をお願いできればなというのが私の意見なのですが、今、委員長からも御指示がありましたので、きょうの御意見を踏まえて、事務局の中でそういったことも含めて、我々のお願いしたいことも含めて、整理をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○小林委員長 私も最初に申し上げましたように、横浜市のマンション紛争に絡む議論も、意識としては全く同じ意識ですから。

○事務局 はい。「まちのルールづくり相談センター」というのは、非常にすばらしい取り組みではないかと思うのです。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○山内臨時委員 委員長がさっきおっしゃった時間をかけてというのはどのぐらいの感じになりますか。

○小林委員長 それは事務局と少し相談させていただきます。できれば、2時間というのは、これだけの人数が集まりますと1回発言しておしまいなのですね。本当はやりとりがないと会議になりませんので、できればやりとりできる時間が欲しいですね。

○山内臨時委員 そうですね。あるいは、ワーキンググループをつくって少し論点を整理していくという方法もあるかと思うのですが。

○小林委員長 ワーキンググループですか……。だれをワーキンググループに選定するかによって、内容がわかってしまうような感じもしますけれども、それは難しいですよ。わかりました。それも含めて少し事務局と相談、ワーキンググループは少し難しいかもしれ

ませんけれども、少し相談させていただきます。

時間については、できれば2時間というのはちょっときついかもかもしれません。これだけの人数のメンバーで、小委員会のつもりで事務局は考えていたようではありますが、あけてみたら大委員会になっていたので、2時間ではちょっと難しいのですね。できれば、例えば2時間 **30** 分ぐらいは御用意いただくというようなことを含めて、事務局と少し相談させていただきます。

それでは、熱心な御討議、ありがとうございます。

これで終わらせていただきます。

3. 閉 会